

金沢市町会連合会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、金沢市町会連合会と称し、事務所を金沢市柿木畠 1 番 1 号（金沢市第二本庁舎内）に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、金沢市内の各町会相互の親睦と連絡提携を図るとともに、安全で明るく住みよいまちづくりと、住民福祉の向上及び金沢市の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 金沢市町会連合会大会の開催。
- (2) 金沢市内の町会相互の連携と関係諸団体との連絡協調。
- (3) 各種会議の開催、情報、資料の収集及び交換。
- (4) 研究、調査の実施。
- (5) その他必要と認める事項。

(組 織)

第 4 条 本会は、金沢市内における校下・地区町会連合会をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置き、任期は 2 年とし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。なお、役員の任期が満了しても新たな役員が選出されるまで、その職務を行うものとする。

会 長	1	名
副 会 長	4	名
会 計	1	名
常 任 理 事	若 干 名	
監 事	2	名
理 事	若 干 名	
代 議 員	若 干 名	

(役員を選出)

第 6 条 役員を選出は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長・会計・常任理事及び監事は、理事会で選出する。
- (2) 理事は、各校下（地区）町会連合会会長をもってあてる。
- (3) 代議員は、各校下（地区）町会連合会の組織数または世帯数に応じて下記の基準により選出された者とし、その人数は次の通りとする。

10町会以下または、1,000世帯以下	1名
30町会以下または、3,000世帯以下	2名
31町会以上または、3,001世帯以上	3名

(役員職務)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
3. 会計は、本会の収入支出を担当する。
4. 監事は、会計及び業務を監査する。
5. 常任理事は、常任理事会を構成し、理事会に附議すべき事項及び緊急案件を審議決定する。
6. 理事は、理事会を構成し、総会に附議すべき事項及び本会の運営その他の事項について審議決定する。
7. 代議員は、総会において第10条の事項を審議決定する。

(顧問、相談役及び参与)

第 8 条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2. 顧問、相談役及び参与は理事会に諮り会長が委嘱する。

(会議)

第 9 条 本会の会議は次の通りとし、会長が招集する。

- (1) 総会は、年1回原則として5月に開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- (2) 三役会、常任理事会、理事会は必要に応じて開催する。

(総会の構成)

第 10 条 総会は、理事及び代議員をもって構成し、理事及び代議員の定数の3分の2の出席者（委任状を含む。）で成立し、議案の承認等は出席者の過半数の賛成による

ものとし、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 会則の改正
- (4) その他重要事項

(事務局)

第 11 条 本会に事務局を設け、事務局長を置く。

2. 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(経費)

第 12 条 本会の経費は、負担金・補助金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

附 則

この会則は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、総会で議決のあった日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

この会則は、平成13年度の総会で議決のあった日から施行する。

この会則は、平成19年10月 1 日から施行する。

この会則は、平成29年 5 月 15 日から施行する。

この会則は、平成31年 3 月 21 日から施行する。

この会則は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。